

質問

貫高制と石高制について 貫高制と石高制の違いについて、具体的に教えてください。

[回答者] 平井 上 総

貫高制と石高制について、ごく単純化して説明するならば、知行制のうち、家臣に与える土地(田畠)の規模(知行高)を錢の量で表記(例…五〇〇貫)したものが貫高制、米の量で表記(例…五〇〇石)したものが石高制である。知行制とは、戦国大名や織田・豊臣政権、それに江戸幕府や藩といった各権力が、自分に仕えている家臣や大名に対して、知行(土地支配)を数値化して認める代わりに、その数値に見合うような軍役(兵を率いて戦争に参加すること)を賦課する仕組みのことを指している(なお、家臣の領地支配の方式のことも知行制というが、ここでは触れない)。知行制は貫高制・石高制ばかりが有名だが、戦国期にはもっと多くの種類が用いられており、たとえば知行高を面積で表記して与える地高制や、稲の収穫量で表記する刈高制などもあった。

貫高制と石高制の違いを詳しく説明する前に、知行制と、土

地把握の方法について説明しておこう。知行高に基づく軍役賦課が実際にどのようなようになったかは、豊臣秀吉の石高制の事例がわかりやすい。秀吉は天正十九年(一五九一)、中国地方の大名毛利輝元に知行高一二万石という膨大な領地を認めた。この一二万石の中には、一族の小早川・吉川氏の領地や、軍役が免除される分が含まれており、それらを除いた七三万四〇〇石分について、軍役を負担すべきとしている。そして、この後、文禄の役(朝鮮侵略)の際に、秀吉は輝元に三万人の兵を出すよう命じた。これらの数字から計算(234000÷30000=78)すると、毛利輝元は軍役基準高七三万四〇〇石に対して、一〇〇石あたり約四人という基準で軍役を勤めていたことがわかる。この点、たとえば慶長の役の際の九州の相良氏の文書を見ると、「御軍役百石に付いて三人役」といったように、明確に軍役の基準が記されている。これらの事例から、豊臣政権が、一〇〇石あたり何人といったわかりやすい賦課基準で軍役を課していたこと、知行高そのままではなく幾分かの軍役を免除する場合もあったこと、賦課基準は時期・大名によって変化していたこと(一般に戦場に近い地域ほど負担が大きい傾向がある。相良氏の三人役は軍役減免を願って許されていた)などがわかるだろう。

知行高が大きい家臣ほど多くの軍役負担を求められるという

原則は、戦国大名のもとでも同じである。ただし、戦国大名の場合は家臣ごとに軍役免除分のバラつきがかなり大きい、何石（何貫）あたり何人という明確な基準を示す事例に乏しい（知行高と軍役負担量を計算するのだいたいの傾向は見出せる）、

といった点が問題であり、豊臣政権の石高制の方が制度として整備されていると言えるだろう（江戸幕府のもとでは軍役の免除分や地域性が消滅するとされており、豊臣政権よりもさらに整備されている）。ちなみに織田信長の場合、家臣の明智光秀が作成した掟に「軍役人数百石に六人」という基準が明記されているが、この掟には偽文書説も出ており、これを織田政権全体のものと位置付けるべきかについてはまだ検討が必要である。

知行高に基づいて軍役を賦課するためには、当然ながら家臣が持っている土地の規模を把握しなければならぬ。そうした土地把握の方法として知られるのが、指出と、検地である。指出とは、簡単に言えば土地の情報を自己申告させ、それを認める方式である。一方の検地は、現地に役人を派遣して、土地の面積や品位などを調査させる方式である。かつては、戦国大名は「指出検地」という形をとって土地を測量せず、それに對して豊臣秀吉の太閤検地は実際に土地を測量していた、という考え方が主流であった。だがその後の研究により、戦国大名の検地でも測量を行っていたことが指摘されたため、指出と検

地を明確に区別するようになった。そもそも、検地以前に日本では検注という土地の測量が行われてきていたから、秀吉の頃になって初めて土地を測量したかのような見方は成り立たないのである。

ただ、戦国大名の検地は、間竿を用いてしっかりと測量したとみられるものもあるが、高いところから目で見ると測る目測や、歩数で測量する歩測など、大ざっぱな測量方式をとっていたとみられる事例も多い。それに対して、豊臣政権の場合は検地条目という掟を定めて、間竿を用いて田畠を測量するよう命じているから、戦国大名に比べて正確な測量を意図していたことがわかる（実際は簡易的測量にとどめた事例もあるが）。この点は検地の結果にあらわれており、土地面積の表記は戦国大名よりも豊臣政権の方が概して詳細となっている。したがって、土地把握の精度という点では、やはり豊臣政権は画期的であったと言える。こうした土地調査によって把握した家臣・大名の知行高を、戦国大名は軍役帳や所領役帳、豊臣政権は御前帳といった帳簿にまとめており、これらの帳簿をもとに家臣や配下の大名に軍役を賦課していった。

以上を前提に、貫高制と石高制について説明しよう。知行制には前述したように貫高制・石高制のみならず様々なものがあったが、戦国時代は貫高制を採用する大名が多い。織田信長も

最初は貫高制を用いていたが、やがて畿内近国に土地調査（指出・検地の両方がある）を行いながら石高制に切り替えた。そして豊臣秀吉は全国に土地調査を命じる際に石高制を用いさせたため、全国的に石高制を採用する大名が爆発的に増えていったのである。ただ、見せかけだけは石高制で実際は地高制のままの大名や、のちに貫高制に戻ってしまう大名などもおり、それら例外的な大名は江戸時代でもその方式を継続していった。

このようにいくつかの例外はあるものの、全体としては、一六世紀、特に織豊期を通して、貫高制から石高制へと変化していったとみていいだろう。豊臣秀吉は織田信長の家臣だったから、織田政権期が重要になってくる。では、銭から米へという一見貨幣経済に逆行するかのような転換はなぜ起こったのだろうか。かつては、兵糧としての需要などから、年貢の米納と絡めた理解もなされてきた。だが、近年の研究では、戦国時代の貨幣をめぐる状況と結びつけて理解することが主流となってきた。そのため、以下に説明していきたい。

戦国時代は悪銭や私鑄銭が横行しており、質の良い銭貨が不足していた。それによって、取引現場では悪銭の受け取りを避けるという撰銭状況が生まれ、戦国大名たちは撰銭令（撰銭禁令）を出して悪銭忌避の行き過ぎを緩和するなど、その対応に追われていった。中世の日本は自分で銭を作ることはせず、中

国から輸入した銭（あるいはそれを模して民間で作られた私鑄銭）を使用しており、この時代の撰銭状況も明での撰銭状況の影響を受けている。戦国時代という時代柄からいっても、朝廷や室町幕府のような中央政権が貨幣秩序を回復・安定させる見込みもなかった。

こうした状況に対して、民間の取引では、撰銭をしたり銭種ごとに価値の差をつけたりして対応してきたが、その一環として、たとえば土地の価格の表記が「〇〇貫文」ではなく「〇〇石」と変わったように、モノの価値を銭ではなく米の量で表記するようになる。混乱しきっている銭よりも、米の方が価値尺度としては比較的安定していたからである。土地売券を調べると織田信長が政権を樹立していた一五七〇年代には特に米で表記する傾向が出ているから、信長が石高制を選んだのも、こうした動向に影響されていたものとみていい。このように、貨幣状況の混乱による貫高制への不安が、銭の代替物としての米の使用という民間動向に影響されて、石高制の導入をもたらしたとみられるのである。

なお、中世では地域ごとに、あるいは地域の中でも、容量の異なる複数の升が用いられていた。米の量を基準とするならば、それを測るための升がバラバラでは問題が大きい。ただ、戦国時代には多くの升がありつつも各地域で基準となる升が決まっ

ており、織田信長・豊臣秀吉もまた京都で基準升として用いられていた京升を自己の政権の基準升に定めている。特に秀吉は、検地条目などの法令の中で京升の使用を繰り返し述べており、京升を全国の基準升とすることを大きく推進していった。こうして石高制は安定した知行制としての地位を確立し、江戸時代でも用いられていくのである。

(ひらい・かずさ)／藤女子大学文学部准教授

日本史用語集

改訂版 A・B共用

全国歴史教育研究協議会 = 編

- ・「日本史B」教科書8冊「日本史A」教科書7冊から、約10,700用語を採録。
- ・教科書の改訂を受けて、頻度数を全面改訂。
- ・『詳説日本史改訂版』をもとに一般的な時代区分・配列とし、授業でも使いやすい。

四六判 本体 860 円 (税別) 440 頁
ISBN : 978-4-634-01304-9

